

景観形成地区基準

(2) 新芦屋上地区

(ア) 戸建住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画		
周辺環境と調和した意匠とする。		
2.屋根の形態意匠及び素材		
(1) 屋根は勾配屋根とする。		
(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面より、軒先は200mm以上、けらばは100mm以上突き出すことを基本とする。		
(3) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系明度5.0以下、彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。		
(4) 質感、素材感のある素材とする。		
3.外壁の形態意匠及び素材		
(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。		
(2) アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、無彩色、若しくはYR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。		
(3) 質感、素材感のある素材とする。		
4.敷際		
(1) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。やむを得ず、かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣または透視可能な高さ1.2mまでの構造とする。		
(2) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。		
(3) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。		

b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
擁壁		
できる限り植栽で覆い、仕様や色味は植栽を活かすものとする。		